

# 大都市税財政制度調査特別委員会

令和5年度中間とりまとめ

令和6年4月 日

川崎市議会大都市税財政制度調査特別委員会

# 1 付議事件

大都市の実態に適応する税財政制度の確立を目的として、大都市における税財政制度の諸問題及 び国等への税財政要望行動に関する事項について調査研究を行うこと

# 2 委員会活動の経過

(1) 令和5年5月22日(第1回)

#### ア議題

- 正副委員長の互選
- ・委員会の運営について

#### イ 概要

年長委員の後藤真左美委員の指名推選により、野田雅之委員が委員長に、押本吉司委員が 副委員長に選任された。

委員会の運営については「大都市税財政制度調査特別委員会の設置について」及び「大都市 税財政制度調査特別委員会実施要領」のとおり進めることを確認した。

# (2) 令和5年6月1日(第2回)

#### ア議題

・「令和6年度国の予算編成に対する要請」について

# イ 概要

「令和6年度国の予算編成に対する要請」について、取りまとめが行われた要請事項について財政局から説明を受け、質疑・意見交換を行った。

#### ウ 委員意見

- ・待機児童の継続的な解消に係る要望について、定員割れをしている保育施設等が出てきている現状を踏まえて、利用枠の確保ではなく、サービスの質の確保や、空き枠の有効活用という観点から要望を行ってほしい。
- ・医療的ケア看護職員の安定的な配置に向けて、教育現場の声を踏まえて適切に対応してほ しい。
- ・地方交付税の算定に当たり、本市にとって不利な基準や算定方法が用いられているのであれば、国に対して、算定の見直しを行うように要望してほしい。

# (3) 令和5年7月27日(第3回)

# ア議題

・「令和6年度国の施策及び予算に関する提案(通称:白本)」について

# イ 概要

「令和6年度国の施策及び予算に関する提案(通称:白本)」について、指定都市市長会及 び指定都市議長会において取りまとめが行われた提案内容及び要請活動について総務企画 局及び財政局から説明を受け、質疑・意見交換を行った。

# ウ 委員意見

- ・教育において、GIGAスクールは必要不可欠なものであるため、今後も継続実施するため にも、国に対して、補助を求める働きかけを続けるべきである。
- ・放課後児童クラブ等の運営費補助については、本市特有の状況を踏まえた上で、要望するか どうか判断すべきである。
- ・教員不足への対応と働き方改革に向けて、養護教諭及び栄養教職員の全校配置、複数担任制 の導入、研修プログラムの充実など、今後、要望事項への追加を検討してほしい。

# (4) 令和5年9月15日(第4回)

#### ア議題

・今後の委員会運営について

# イ 概要

今後の委員会運営として、10月上旬に予定する指定都市「大都市税財政の実態に即応する財源の拡充についての要望(通称:青本)」についての調査・研究及び11月上旬に予定する青本に基づく党派別要望行動の実施に先立ち、委員会として有識者を招致し、大都市における税財政制度の諸問題に関する調査・研究を行うため、「大都市税財政制度調査特別委員会参考人実施要領」に基づき、参考人招致を実施することとした。

#### (5) 令和5年10月2日(第5回)

# ア議題

・大都市における税財政制度の諸問題に関する調査・研究について

#### イ 概要

参考人として法政大学経営学部教授の平田英明氏を招致し、大都市における税財政制度の 諸問題について講演をいただき、講演内容等を踏まえ、意見交換を行った。

# ウ 講演概要

ふるさと納税制度は、「ふるさとや地方団体の様々な取組を応援する納税者の気持ちを橋渡しし、支え合う仕組みであるとともに、地方団体が自ら財源を確保し、様々な施策を実現するために有効な手段であり、我が国において人口減少が深刻化する中で、地域資源を最大限活用し、地域経済を再生させていく上で、重要な役割を果たす制度」であるとされている。

納税者は、居住自治体以外の他の自治体を選択して寄附を行うことで、所得税等の控除を 受けることができる。寄附は本来対価を伴わず、返礼は義務ではないが、寄附額の拡大を企図 した一部の自治体により寄附に対する返礼品を送付する取組が行われ、現在では、ふるさと 納税は「おまけ付き納税」という位置付けとなっている。

自治体の観点からすれば、市民が他自治体へふるさと納税を行うことにより、本来納められるはずの納税がなされなくなる一方で、他自治体の住民が本市に行った寄附額は市税収入となる。ふるさと納税制度全体の規模は、令和元年度は受入額約4,875億円、件数約2,33万件、令和2年度は受入額約6,724億円、件数約3,488万件、令和3年度は受入額約8,302億円、件数約4,447万件、令和4年度は受入額約9,654億円、件数約5,184万件と推移している。

ふるさと納税制度における論点の1つ目は、ふるさと納税を促進する国の施策として、控除額上限の2倍化及びワンストップ特例の導入が挙げられる。寄附金額に制限はないものの、税控除額には上限が設定されており、上限を超えた分は税控除のない純粋な寄附となるため、多くの納税者は、上限額いっぱいの寄附を行うよう調整する。2015年の税制改正により、住民税の控除額(特例分)の上限が住民税所得割額の1割から2割に引き上げられることとなった。例えば、年収700万円の場合、控除上限は5.5万円から10.8万円となる。また、ワンストップ特例は、確定申告をせずに税控除を簡単に済ませられる仕組みであり、ふるさと納税の裾野を広げたと言える。確定申告の手続を省略することで、ふるさと納税のハードルを下げる効果があり、令和5年には、過半数がワンストップ特例を活用している。

これらの施策により、ふるさと納税に対する潜在的な需要が高まり、ふるさと納税制度の 規模拡大に比例して、川崎市の流出額が増加していくこととなる。

2つ目の論点は、2019年に導入された3割ルールである。これは、返礼品の返礼割合を 寄附金額の2分の1にする自治体が表れたことを受けて、上限を寄附金額の3割とするもの である。また、経費総額を寄附金額の5割以下にするという5割ルールが厳格化され、募集に 要する費用に加え、ワンストップの手続における郵送料などの募集後に要する経費、いわゆ る隠れ経費も含めるとの見解が示された。これにより、およそ寄附金額の3割が返礼品、2割 が経費、5割が寄附先自治体の市税収入となる。

経費の内訳は、ポータルサイト運営事業者へのサービス料に5割、返礼品の送料に3割、決済サービス事業者への手数料として1割、残りの1割が人件費となる。物価高騰等に伴う送料の値上げがある中で、ポータルサイト運営事業者へのサービス料については、民間企業に支払うものとして、その内訳がブラックボックスとなっており、3割ルール及び5割ルールの厳格化の狙いは、当該サービス料の見直しにあると捉えることもできる。また、ポータルサイト運営事業者によっては、ポイント還元のサービスが展開されており、3割ルールの潜脱に該当するようなことも行われている。さらに、ポータルサイト運営事業への企業の参入が加速していることからすれば、事業者にとってうまみのある市場と言える。

自治体としては、ポータルサイト運営事業者と、今後、どのような関係性を作っていくのか

を見直していかなければならない。また、返礼品の送付に係る事務を担う事業者や、返礼品用 の商品開発を行う事業者が増加してきており、ふるさと納税に係る民間企業の事業に、税金 を投入することについて議論を深めていく必要がある。

3つ目の論点は、都市部の自治体における税流出が拡大している点である。2023年における流出額の上位5自治体は、第1位が横浜市で約272億円、第2位が名古屋市で約159億円、第3位が大阪市で約148億円、第4位が川崎市で約121億円、第5位が世田谷区で約98億円となっている。川崎市の2022年における流出額は約103億円であり、増加傾向にある一方で、流入額は2022年には約9億円だったものが、2023年には約6億円に落ち込んでいる。

自治体ごとにふるさと納税の収支構造は異なる。

他自治体に居住する納税者からの寄附額が流入額となり、ふるさと納税に係る経費を差し 引いたおよそ半額が自治体の収入となる。

一方、納税者から他自治体への寄附額が流出額となり、個人住民税の減少分に相当する。寄 附は納税者が自由に行うものである以上、自治体としては流出を制御することはできない。 そして、所得が高い納税者ほど税控除の上限額が高く設定されており、寄附を多く行う傾向 にあるため、川崎市のようにタワーマンションの増加に伴い高所得者が増えている自治体に おいては、流出額が増加してしまうのはやむを得ないものと言える。

多くの自治体は、地方交付税交付金として、国から75パーセントの補填を受けており、実質的な流出額は最大でおよそ25パーセントにとどまる。ふるさと納税制度において地方交付税交付金の有無は収支構造に大きな影響を与えるが、交付されるか否かはふるさと納税の収支状況に左右されないため、流入額が流出額を上回っている自治体に対しても交付がなされるという不均衡が生じている。

現状においては、国の施策によりふるさと納税制度の拡大、自治体間の租税競争の激化に伴い、自治体によっては流出額が増加し、公共サービスの低下が引き起こされるという事態が生じている一方で、返礼品担当企業、運送業者、決済サービス事業者、ポータルサイト運営事業者などのふるさと納税関連企業が利益を享受するという構図に陥っている。地方団体が自ら財源を確保し、地域経済を再生させていくというふるさと納税制度の本来の目的を達成できていない。

川崎市としては、流入額の増加に向けた取組を進めていく必要があるが、例えば、返礼品の 選定においては、物のみではなくサービスや、川崎市の持つコンテンツ等の無形物を合わせ て検討していくことが望ましい。また、流出額の増加によって、市民サービスが低下するとい う現実を明確に示すことや、流出額が増加している都市部間での情報共有や連携した取組が 必要になってくる。さらに、国に対して、返礼率上限及び税控除の上限額の引下げについて要 望していくべきである。

#### 工 意見交換概要

- 質疑. ふるさと納税制度におけるポータルサイトの評価について
- 応答. ポータルサイトは、情報収集手段としての機能を有し、ユーザーからすれば、簡単に情報にアクセスでき、また、掲載依頼事業者からすれば、時間と労力をかけずに顧客を獲得できるというメリットがある一方で、掲載依頼により手数料等が発生することになる。

自治体としては、ポータルサイト運営事業者に対して、支払う手数料額の適正性等に 関する調整・交渉を今後行っていく必要があると考える。

- 質疑. 流出額増加によって低下する市民サービスの周知方法について
- 応答. 例えば、予算不足により、市立学校の修繕工事の工期が延長することを明確に示すなどの方法が考えられる。市民サービス低下による不利益が、一部の市民にのみ生じるということではなく、市民全体にインパクトを与えているという現状について、理解を深めてもらえるような仕掛けづくりが必要である。
- 質疑. 都市部間連携の具体的な取組内容について
- 応答. 都市部間でポータルサイトを立ち上げて、連携して流入額を獲得し、分配していくという方法、また、都市部間で体験型の返礼品を出し合い、返礼品を共有する取組や、ポータルサイト運営事業者から返礼品に係る提案を受け、都市部間で共有するというような取組が考えられる。
- 質疑. ふるさと納税における現地決済サービスの可能性について
- 応答. クレジットカードを活用したふるさと納税用の自販機の導入や、ミュージアム入館料等の支払い時におけるふるさと納税の活用などが考えられる。
- 質疑. ふるさと納税制度の成果について
- 応答. 多くの自治体では、流入額については基金への積み立てを行い、余剰分は公共サービス の向上に充てられているが、世界に誇れるような技術開発につながったような事例は把 握できていない。また、ふるさと納税制度が廃止された後において、地方における自治体 が、独自で税収を確保できるような状態になっているとは言えない。
- 質疑. 市民周知を見据えたクラウドファンディングの活用について
- 応答.公共サービスに資するインフラの整備資金を調達する場合など、クラウドファンディングは有効な手段の一つであると考えられるが、ふるさと納税を募集するための広報のツールとして活用する方法としても有力である。
- (6) 令和5年10月10日(第6回)

#### ア議題

・指定都市「令和6年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望(通称:青本)」について

# イ 概要

「令和6年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望(通称:青本)」について、指定都市市長会及び指定都市議長会において取りまとめが行われた提案内容及び要請活動について財政局から説明を受け、質疑・意見交換を行った。

また、今後実施される指定都市税財政関係特別委員長会議及び各政党への要望活動(党派 別要望)の予定について財政局から説明が行われた。

# ウ 委員意見

- ・要望事項における前年度から変更点について、新旧対象表等を用いた分かりやすい表記方 法を検討してほしい。
- ・今後の人口推計を踏まえた上で、個人住民税の一層の充実に向けた取組を進めてほしい。

# (7) 令和5年11月9日(第7回)

#### ア議題

・「令和6年度 県の予算編成に対する要請」について

# イ 概要

「令和6年度 県の予算編成に対する要請」について、要望の方法、時期及び内容について 財政局から説明を受け、質疑・意見交換を行った。

#### ウ 委員意見

- ・補助事業における自治体間格差を是正し、租税負担の公平性を確保するため、早急な対応を 求めるべきである。また、住民に対する説明責任を果たすよう、強く求めてほしい。
- ・拠点地区等の整備においては、再開発事業や交通状況などの本市特有の事情に対する県の 理解を得られるよう、取組を進めてほしい。
- ・多摩川の治水対策を進めるに当たり、県との役割分担を整理し、情報共有を行った上で、担 当局と連携して協議を進めてほしい。
- ・障害者入所施設の整備及び入所調整において、規制の在り方の見直し等を踏まえて、県に適切に要望しつつ、地域での取組を進めていくべきである。
- ・新型コロナウイルス感染症が5類に移行した現在においても、医療機関への支援は必要であるため、様々なメニューと活用した取組を進めるとともに、県との役割分担を明確にしてほしい。

# 3 指定都市税財政特別委員会による国への要望活動

「令和6年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望(通称:青本)」に基づき、 次のとおり要望活動を行った。

# (1) 税財政関係特別委員長会議(令和5年10月5日実施)

コロナ禍のためオンラインにて開催された税財政関係特別委員長会議に野田雅之大都市税財 政制度調査特別委員長が出席し、大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望運動 等の進め方について協議が行われ、協議の結果、例年どおり、「令和6年度大都市財政の実態に 即応する財源の拡充についての要望(通称:青本)」により、各市の税財政関係特別委員会委員 が党派別に各政党に対する要望行動を行うこと等が確認された。

(2) 指定都市行財政問題懇談会 [自由民主党] (令和5年11月9日実施) 加藤孝明委員が出席し、自由民主党所属国会議員に対する要望を行った。

#### ア 要望概要

- ・特別市制度創設に向けて、議論の加速化を図っていくことが重要と考えており、国におかれては、大都市制度を専門的に検討する専任の組織、及び、指定都市との新たな研究会の設置をお願いしたい。
- ・ふるさと納税制度の見直しについて、本市流出額は加速度的に年々増加をしており、指定 都市唯一の普通交付税不交付団体であるため、看過できない状況にある。また、本来の趣 旨や理念からもかけ離れ、返礼や節税を目的とした、ネット通販化していることを指摘せ ざるを得ない。特例控除額に定率ではなく、定額の上限を設けること、ワンストップ特例 制度による現状の仕組みを見直すことを要望する。
- ・国の多子世帯への保育料の軽減措置においては、所得制限、児童の年齢制限及び利用する 保育施設類型による制限があるため、各自治体が独自の拡充を行っており、本市において も、来年から年齢及び利用施設等にかかわらず減免されることとなった。我が国において 喫緊の課題である少子化対策として、保育料の軽減措置における制限を撤廃するととも に、必要となる財源に関しても、国の責任において特段の措置を講じてほしい。
- (3) 指定都市行財政問題懇談会 [立憲民主党] (令和5年11月14日実施) 嶋田和明委員が出席し、立憲民主党所属国会議員に対する要望行動を行った。

# ア 要望概要

- ・多子世帯の負担軽減について、本市は、子育てと就労等の両立に向け、保育ニーズの増加 を踏まえ、来年度より保育料の多子軽減制度の拡充を決断した。多子世帯の支援策は、本 来は一律の基準に基づき運用される必要があることから、認可保育所等の利用料の軽減措 置における所得制限等を撤廃してほしい。
- ・子どもの医療費助成について、自己負担割合は、地方単独事業により、地域間での格差が 生じている。本市では本年9月から、対象年齢の中学3年生までの拡大、所得制限の撤廃 による制度拡充を図っているが、この制度は格差が生じない統一的制度であることが望ま しく、国と地方自治体が共同で検討する体制づくりが必要である。

- ・医療的ケア児支援の充実について、本市では、市立学校に在籍する医療的ケア児は、特別 支援学校のみならず、小中学校においても増加傾向であり、人工呼吸器による呼吸管理等 の高度な医療的ケアを要する児童生徒も増加している。学校における医療的ケア看護職員 等配置に係る財政支援を拡充するとともに、医療的ケア看護職員を教職員定数に位置付け ることや、保育所における環境整備に必要な財政措置を講ずることをお願いしたい。
- (4) 指定都市行財政問題懇談会 [公明党] (令和5年11月6日実施) 工藤礼子委員が出席し、公明党所属国会議員に対する要望を行った。なお、進行の都合上、本
- (5) 指定都市行財政問題懇談会 [日本共産党] (令和5年11月17日実施) 齋藤温委員が出席し、日本共産党所属国会議員に対する要望を行った。

# ア 要望概要

市からの要望は行わなかった。

- ・本市は政令市の中でトップレベルの財政力を誇っているが、一方で、住民の福祉に充てる 予算が他都市に比べて少ない。日本共産党川崎市議会議員団は、市独自の支援策の実現に 向けて市長に求めていくが、国会においても、全国の制度として、実現のために取組を進 めてほしい。
- ・保育士の処遇改善として独自に手当を追加支給している自治体がある中で、その他の自治 体においては人材が流出し、人材の取り合いのような状況になっている。子どもたちに影 響が及ばないよう、国全体として底上げの取組をお願いしたい。
- ・令和元年東日本台風により大きな被害が発生したが、多摩川の浸水対策に係る整備が進んでいない。台風の季節に周辺住民の不安を取り除くべく、一日も早く対策を進めてほしい。
- (6) 指定都市行財政問題懇談会 [日本維新の会] (令和5年11月22日実施) 三浦恵美委員が出席し、日本維新の会所属国会議員に対する要望行動を行った。

# ア 要望概要

・ふるさと納税に係る本市の流出額は、2023年度、121億円となっている。本市は、政 令指定都市で唯一の普通交付税不交付団体であるため、交付団体とは異なり補填がなされ ず、流出額は実質全国一位となっている。交付税の交付・不交付にかかわらず、流出額が補 填されるなどの見直しが必要である。地方交付税交付金制度の充実、あるいは地方債の発 行要請を緩和するなど、地方自治体が基準に基づき、経済成長のための様々な投資を行う ことができるよう安定した財政状況を作ることが今こそ求められている。

ふるさと納税制度の見直し、地方交付税交付金制度や地方債の見直しを求めていただく よう強く要望する。 ・学校給食費の無償化の実現において、自治体の財源確保が必要不可欠である。税収の増加 や予算の再配分など、多様な方法で財源を確保する必要がある。一部の自治体では地方創 生臨時交付金を活用しているが、全国的に実施するには、より広範な財源の確保が必要に なる。国で財源を確保した上で、全国一律で給食費の無償化実現をお願いしたい。